

聖籠町告示第五十五号

聖籠町男女共同参画推進会議設置要綱を次のように定める。

平成二十四年六月二十六日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町男女共同参画推進会議設置要綱

(設置)

第一条 男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、聖籠町男女共同参画推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二条 推進会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 男女共同参画計画の策定及び推進に関すること。
- 二 男女共同参画の施策に係る課等の総合調整に関すること。
- 三 前二号に定めるもののほか、男女共同参画の推進に関すること。

(組織)

第三条 推進会議は、議長、副議長、事務局長及び委員をもって構成する。

2 議長は町長をもって充て、副議長は副町長及び教育長をもって充てる。

3 事務局長は、総務課長をもって充てる。

4 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(職務)

第四条 議長は、推進会議を代表し、会務を統括する。

2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときはその職務を代理する。

3 事務局長は、会議の所掌事務について、議長及び副議

長を補佐する。

(会議)

第五条 議長は、会議を招集し、その議長となる。

2 推進会議には、議長が必要と認めるとき推進会議以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第六条 推進会議の事務局は、総務課に置く。

(補則)

第七条 この告示に定めるもののほか、推進会議の運営に  
関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

別表 (第三条関係)

税務財政課長	納税対策室長	町 民 課 長
保健福祉課長	生活環境課長	産業観光課長
農業委員会事務局長	議会事務局長	ふるさと整備課長
東港振興室長	上下水道課長	会 計 室 長
学校教育課長	社会教育課長	